

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画変更認可申請に係る面談

2. 日時：令和元年10月18日(金)16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、
堀内安全審査官、内海研開炉係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 再処理廃止措置技術開発センター
技術部 技術主席兼 廃止措置技術課 課長 他4名

5. 要旨

○原子力機構より、申請中の廃止措置計画変更認可申請について、会合等における監視チームからのコメント等に係る対応状況及び今後予定している補正申請について、資料を用いて説明があった。

○原子力規制庁より、以下の内容を伝えた。

【資料2について】

・本資料は説明資料として相手の立場に立った資料となっておらず、全体的に結論ばかりが示されており、科学的、技術的な根拠に基づいた資料の構成や内容となっていないが、当該資料を読み解いた限りにおける、主な指摘を以下の通り示すので、適切な資料に修正して改めて説明すること。

- コンクリート温度の評価点や、評価で用いた機器等の名称を明確にすること。
- ガラス固化体の中心温度の485℃や失透温度の500±15℃について、技術的な根拠を説明すること。

なお、当該根拠については、技術資料を示して説明することが必要であるため、公表されている資料を基に整理すること。

- 評価において、適切に保守性を考慮しているのか不明確なので整理して説明すること。以下に例示をする。

- ① 自然通風換気時における換気風量の評価における入気温度35℃の保守性
- ② ガラス固化体の温度評価における輻射率の設定条件
- ③ 固化体容器の応力評価における固化体9段積みのうち評価対象箇所の選定条件

- 使用している規格のエンドースの状況について確認すること。
- ガラス固化体の温度評価における圧損等の評価条件について具体的に示すこと。
- ブロアが停止し通常運転から自然通風換気に移行する際のガラス固化体の温度変化について、評価において適切に考慮していることを整理して説明すること。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1：ガラス固化体9段積み保管時の固化体容器の健全性について

資料2：性能維持施設、安全対策、施設定期検査を受けるべき時期に係る変更認可申請の内容の分割について